

(名称)

第 1 条 本会は、コミュニティネットワーク信州と称する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は長野市に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、長野県の未来発展の為に必要な事業について調査研究し、関係機関等に対して意見、提案を行い各地域の発展に資する事を目的とする。

- (1) 長野県を健康長寿県としてより一層高める為の調査研究
- (2) 高等教育機関など教育機関との連携による地域産業の推進、及び新たな産業創出等に関する調査研究。
- (3) 文化芸術及びスポーツによる地域活性化に関する調査研究
- (4) 子供達が安心して生活できる環境の整備に関する調査研究
- (5) 若者にやりがいのある仕事の創出及び職場の確保に関する調査研究
- (6) その他関連する事項。

(会員)

第 4 条 本会の目的に賛同し、その活動に積極的に参加出来る個人及び団体を持って会員とする。

第 5 条 会員の種別は次の通りとする。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員

(会費)

第 6 条 本会の会費は別に定める。

(役員)

第 7 条 本会は次の役員を置く。

- (1) 顧問、相談役
- (2) 会長 1 名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 理事長 1 名
- (5) 副理事長 若干名
- (6) 常任理事 30 名以内
- (7) 理事 30 名以内
- (8) 事務局長 1 名
- (9) 会計 1 名
- (10) 会計監査 1 名

会長、副会長、理事長、事務局長は常任理事会で推薦し総会において承認する。

(会議)

第8条 本会には次の会議を設定する。

(1) 通常総会

通常総会は本会の最高議決機関であり通常8月中に開催する。

(2) 臨時総会

臨時総会は通常総会で議決出来ない事項について審議決議する。

(3) 理事会

理事会は本事業の執行機関で有り、会長、副会長、理事長、理事で構成する。

(顧問、相談役)

第9条 本会に顧問及び相談役若干名を置く事が出来る。

顧問、相談役は理事会の推薦により会長が委嘱する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年として再任を妨げない。

(会議の招集)

第11条 本会の会議はいずれも会長が招集する。

(1) 会議の議長は会長が当たる。

(2) 会長に事故が有る時は、副会長がこの任に当たる。

第12条 本会の会議の議決は、いずれも出席者の過半数にて決する。この場合欠席者は文書により特段の意思表示が無い限り議決事項の全部について議長に委任したものとみなす。

(経費)

第13条 本会の経費に会費、臨時会費、補助金及び寄付金等の収入による。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌3月31日までとする。

(会則の変更)

第15条 会則の変更には総会における出席者(委任状を含む)の3分の2以上の同意を要する。

附則

この会則は平成25年8月25日から施行する。

<コミュニティネットワーク信州役員>

相談役 大下真二郎（信州大学名誉教授元工学部長）

会長 伊藤 武廣（信州大学名誉教授元副学長）

副会長 小出 和彦（創和会・コミュニティネットワーク長野会長）

〃 上條 幸雄（長野県に薬科大学を作る会代表）

〃 櫻井 伝一郎（明るい県政を進める会会長）

理事長 小出 和彦

副理事長 中坪 宏明（常任理事兼務）

有賀 喜志子（常任理事兼務）

広田 和子（常任理事兼務）

事務局長 矢口 学（常任理事兼務）

会計 浅野 隆志（常任理事兼務）

会計監査 春日 博記（常任理事兼務）

常任理事 中野 清史 宮澤 和夫

〃 小山 武男 小沢 重八

〃 轟 俊康 御子柴 悦子

〃 平林 一男 林 晴子

〃 西沢 唯夫 田中 一男

〃 横谷 富雄 松永 美樹

〃 徳嵩 淳 福田 雄一

〃 水谷 和義 小泉 利広

〃 皆川 耕治 宮下 清史

〃 中村 昭吾 中山 千万樹

〃 黒河 内巖 神戸 基佳

〃 小田切 英夫 藤沢 聡

〃 小池 昌史 西村 利夫

〃 宮澤 典子

<理事別紙>

理事

野沢 健二郎

橘 昭雄

春日 陽一

松宮 隆

倉田 眞佐江

粕尾 正康

赤羽 要

戸井田 学久

井口 実

岩倉 利行

春日 洲一

河本 健三

島田 淳史

内村 敏明

尾崎 祐一郎

安藤 浩光

竹中 則子

磯野 さつき

矢沢 秋子

和田 利秋

田中 喜恵子

富井 嘉代子

牧田 茂成

滝澤 宏美

箕輪 智恵

原山 祐一

八木 孝夫

小林 三千代